

官報

号外
平成二十二年三月二十六日

○第七十四回 衆議院會議録 第十七号

平成二十二年三月二十六日(金曜日)

議事日程 第九号

平成二十二年三月二十六日

午後一時開議

第一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○本日の會議に付した案件

日程第一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

介護保険法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後一時三分開議

○議長(横路孝弘君) これより會議を開きます。

日程第一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(横路孝弘君) 日程第一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長近藤昭一君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(近藤昭一君登壇)

○近藤昭一君 ただいま議題となりました承認案件につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成二十二年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

収支予算は、一般勘定において、事業収入は六

千七百八十六億円、事業支出は六千八百四十七億円であつて、事業収支における不足額が六十一億円となつております。

なお、事業収支の不足額六十一億円については、財政安定のための繰越金の一部をもつて補てんすることとしております。

事業計画は、多様化する視聴者の期待にこたえる情報番組や地域放送の充実等に力を注ぐとともに、国際放送による日本とアジアの情報発信の強化に努めるとし、あわせて、構造改革を押し進め、効果的かつ効率的な業務運営を行う等としております。

資金計画は、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。

なお、この収支予算等について、「着実に遂行すべきものと認められる」との総務大臣の意見が付されております。

本件は、去る三月二十三日本委員会に付託され、昨二十五日原口総務大臣から提案理由の説明を、日本放送協会会長から補足説明をそれぞれ聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決しました。

なお、本件に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○高山智司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、介護保険法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 高山智司君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

介護保険法施行法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 介護保険法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長藤村修君。

介護保険法施行法の一部を改正する法律案及び

同報告書

(本号末尾に掲載)

(藤村修君登壇)

○藤村修君 ただいま議題となりました介護保険法施行法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した者に対して講じられている利用料、居住費及び食費の負担軽減に係る経過措置について、その経過措置の期間を当分の間延長するものであります。

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(横路孝弘君) 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長 松本剛明君。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

〔松本剛明君登壇〕

○松本剛明君 ただいま議題となりました国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、消費者庁に、国立国会図書館支部消費者庁図書館を置くこととするものであります。本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十分散会

出席国務大臣

総務大臣 原口 一博君
厚生労働大臣 長妻 昭君

○議長の報告

(要求書受領)

一、去る二十三日、内閣から、人事官に原恒雄君を任命したので、国家公務員法第五十一条の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十三日、内閣から、原子力安全委員会委員に代谷誠治君及び班目春樹君を任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二條及び第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十三日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に小林克己君、名取はにわ君、遠藤みどり君、北澤義博君、伊達規子君、中村晶子君、橋本博之君、池田綾子君及び村上裕章君を任命したので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十三日、内閣から、公益認定等委員会委員に池田守男君、堀裕君、北地達明君、時枝孝子君、門野泉君、出口正之君及び海東英和君

を任命したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十三日、内閣から、公認会計士・監査審査会会長に友杉芳正君を、同委員に廣本敏郎君、市川育義君、引頭麻実君、坂本道美君、櫻井久勝君、淵田康之君、田島優子君、八木和則君及び根本直子君を任命したので、公認会計士法第三十七條の二第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十三日、内閣から、中央更生保護審査会委員に宮本信也君を任命したので、更生保護法第六條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十三日、内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に森本宜久君を任命したので、日本銀行法第二十三條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十三日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に牛丸聡君を任命したので、社会保険医療協議会法第三條第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、昨二十五日、本院は、中央選挙管理会委員及び同予備委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

中央選挙管理会委員
伊藤 忠治君 伊藤 基隆君
鈴木 恒夫君 神崎 浩昭君
鳥居 一雄君
同 予備委員
西川 洋君 尾崎 智子君
元宿 仁君 山田 秀樹君
小宮 修二君

一、昨二十五日、本院は、人事官に原恒雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨二十五日、本院は、原子力安全委員会委員に代谷誠治君及び班目春樹君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨二十五日、本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に小林克己君、名取はにわ君、遠藤みどり君、北澤義博君、伊達規子君、中村晶子君、橋本博之君、池田綾子君及び村上裕章君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨二十五日、本院は、公益認定等委員会委員に池田守男君、堀裕君、北地達明君、時枝孝子君、門野泉君、出口正之君及び海東英和君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨二十五日、本院は、公認会計士・監査審査会会長に友杉芳正君を、同委員に廣本敏郎君、市川育義君、引頭麻実君、坂本道美君、櫻井久勝君、淵田康之君、田島優子君、八木和則君及び根本直子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨二十五日、本院は、中央更生保護審査会委員に宮本信也君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨二十五日、本院は、日本銀行政策委員会審議委員に森本宜久君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨二十五日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に牛丸聡君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(議席変更)

一、昨二十五日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

- | | |
|---|--------|
| 一 | 服部 良一君 |
| 二 | 宮本 岳志君 |

五 吉泉 秀男君

六 高橋千鶴子君

七 塩川 鉄也君

一〇 柿澤 未途君

一二 赤嶺 政賢君

一五 鳩山 邦夫君

一八 吉井 英勝君

二五 笠井 亮君

三一 佐々木憲昭君

三二 穀田 恵二君

三三 石田 祝稔君

七三 石井 啓一君

八一 西 博義君

八四 下村 博文君

八六 今村 雅弘君

八九 竹本 直一君

九四 塩谷 立君

一〇二 小池百合子君

一〇七 河村 建夫君

一一三 町村 信孝君

一一七 保利 耕輔君

一七五 山本 公一君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

奥野総一郎君

藤田 憲彦君

佐藤 勉君

菅 義偉君

阿知波吉信君

森山 浩行君

遠藤 利明君

菅原 一秀君

補欠

阿知波吉信君

森山 浩行君

遠藤 利明君

菅原 一秀君

奥野総一郎君

藤田 憲彦君

佐藤 勉君

菅 義偉君

外務委員

辞任

安倍 晋三君

補欠

古川 禎久君

議院運営委員

辞任

石井 章君

補欠

大山 昌宏君

(特別委員辞任及び補欠選任)

辞任

木内 孝胤君

補欠

木村たけつか君

三村 和也君

水野 智彦君

吉野 正芳君

木村たけつか君

田中美絵子君

江端 貴子君

岡田 康裕君

金子 健一君

松野 博一君

吉野 正芳君

水野 智彦君

三村 和也君

木内 孝胤君

岡田 康裕君

田中美絵子君

江端 貴子君

岡田 康裕君

金子 健一君

松野 博一君

吉野 正芳君

水野 智彦君

三村 和也君

木内 孝胤君

岡田 康裕君

田中美絵子君

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

経済的理由で授業料を滞納している学生への支援に関する質問主意書(宮本岳志君提出)

我が国の風力発電施設からの健康への影響に関する質問主意書(木村太郎君提出)

取引所の役員人事における天下りに関する質問主意書(塩崎恭久君提出)

機密費の情報公開に関する質問主意書(塩川鉄也君提出)

鳩山由紀夫内閣総理大臣が内閣官房機密費の透明性向上を表明したことに對する平野博文内閣官房長官の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

いわゆる密約問題に関連する文書が外務省から消失している問題に係る同省の調査委員会に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

国会に提出する。

平成二十二年二月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求める件

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成22年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

(別冊)

日本放送協会平成22年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成 22 年度 収 支 予 算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の平成22年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第5に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減することとする。ただし、第3項、第4項又は第5項の規定による場合を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7に掲げる額を減することとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額から次項に定める額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第6に掲げる支払方法に依りて支払う者(以下、この項において「対象契約者」という。)が、対象契約者又はその生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第6に掲げる支払方法により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所等での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手

当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少する場合において、事業収入が事業支出を上回るときは、経営委員会の議決を経て、減価償却費の予算額に対する減少額の範囲内で、事業収支差金の一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部をテレビジョン放送のデジタル化への対応、建設積立資産への繰入れ又は設備の新設、改善に充てることができる。

第11条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関する経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に関する調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関する経費の支出に充てることができる。

別表第1

(一般勘定)
(事業収支)
平成 22 年度 収 支 予 算 書

款		項	金 額
事	業	収 入	678,691,937

	受 交 信 料	655,081,360
	付 金 収 入	3,538,738
	次 務 収 入	10,500,000
	雑 収 入	5,480,839
	特 収 入	1,000,000
	別 収 入	3,091,000

事 業 支 出	国 内 放 送 費	284,801,457
	際 約 収 納 費	13,999,775
	契 信 対 策 費	58,383,588
	受 広 報 費	27,093,826
	調 査 研 究 費	4,601,842
	給 手 当 厚 生 費	8,544,390
	退 職 手 当 費	125,884,281
	共 通 債 務 却 費	56,497,381
	財 務 別 支 費	12,654,409
	特 予 備 費	71,399,000
		15,150,842
		2,784,000
		3,000,000
事 業 収 支 差 金		△ 6,102,854

(資本収支)			(単位 千円)	
款	項	金 額		
資 本 収 入		96,102,854		
	前 期 繰 越 金 受 入 れ	12,000,854		
	減 価 却 資 金 受 入 れ	71,399,000		
	資 産 受 入 れ	3,303,000		
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 戻 入 れ	9,400,000		

資 本 支 出	建 設 費	90,000,000
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 繰 入 れ	79,000,000
	放 送 債 券 償 還 金	1,000,000
		10,000,000
資 本 収 支 差 金		6,102,854

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,756億93万7千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,820億1,079万1千円であり、経常収支差金は、△64億985万4千円である。

事業収支差金△61億285万4千円については、繰越金の一部をもって補てんする。

(番組アーカイブ業務勘定)

(事業収支)

款	項	金 額	(単位 千円)
事 業 収 入		1,214,937	
	規 聴 料 収 入	1,134,274	
	財 務 入	80,663	
事 業 支 出		3,050,287	
	既 放 送 番 組 配 信 費	2,490,158	
	広 報 費	317,000	
	給 職 手 当 厚 生 費	119,547	
	退 職 手 当 費	47,487	
	共 通 債 務 却 費	42,309	
	減 価 却 費	33,786	
事 業 収 支 差 金		△ 1,835,350	

(資本収支)			(単位 千円)	
款	項	金 額		
資 本 収 入		33,786		

	減価償却資金受入れ	33,786
資本支出		33,786
資本収支差金	建設費	33,786
		—

事業収支差金△18億3,535万円については、一般勘定からの短期借入金をもって補てんする。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)		
款	項	金額
事業収入		1,516,000
事業支出	受託業務等収入	1,516,000
		1,278,000
	受託業務等費	1,222,000
	財	56,000
事業収支差金		238,000

事業収支差金2億3,800万円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送(暫定的難視聴対策事業に係る放送として社団法人デジタル放送推進協会が行う放送(以下「地デジ難視聴対策衛星放送」という。))により再放送されるものを除く。)の自然の地形による難視聴地域(以下「難視聴地域」という。)又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

「地デジ難視聴対策衛星放送」対象リストのうち、デジタル放送難視聴地区、改修困難共聴地区及びデジタル放送混信地区を基準として協会が定める要件を備えた地域並びに難視聴地域において、「地デジ難視聴対策衛星放送」を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は、地上契約を適用する。

なお、普通契約又は衛星普通契約を締結していた者で、協会所定の申請を行い、平成19年10月1日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置していた場合、放送受信契約の種別を変更しない限り、当分の間、平成19年9月30日までの契約種別を適用する。

別表第3 受信料額

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,345円	7,650円	14,910円
衛星契約	2,290円	13,090円	25,520円
特別契約	1,005円	5,730円	11,180円

別表第4 受信料額(沖縄県)

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,190円	6,810円	13,280円
衛星契約	2,135円	12,250円	23,890円

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
50件未満	200円	
50件以上100件未満	230円	90円
100件以上	300円	

ただし、衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 支払方法

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
クレジットカード継続払	協会の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行う支払

別表第7 団体一括支払における割引額

契約の種類別	割引額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額200円
特別契約	ただし、12か月前払による場合は、月額2,420円

平成22年度事業計画

1 計画概説

平成22年度は、国内外の情勢が大きく変動する中、3か年経営計画の2年目として、新たなデジタル時代に向け、諸計画を達成するための取組を確実に進める重要な年度である。放送サービスにおいては、受信料で成り立つ公共放送として放送の自主自律を堅持し、公平・公正で信頼できる情報や多様で質の高いコンテンツを積極的に提供し、多様化する視聴者の期待にこたえる情報番組や地域放送の充実等に力を注ぎ、「いつでも、どこでも、もっと身近にNHK」を目指す。また、国際放送による日本とアジアの情報発信の強化に努める。あわせて、組織の改革に全力を傾注し、視聴者からの信頼を高めるとともに、構造改革を推進し、取材・制作の体制を強化し、効果的かつ効率的な業務運営を行う。協会の主たる財源である受信料については、公共放送を支える受信料制度への理解を促進し、公平負担に向けた取組を強化するとともに、一層効率的な契約収納活動を推進する。円滑な完全デジタル化に向けて、デジタルテレビジョン放送の普及に努めるとともに、本格的なデジタル時代の新たなサービスの開発・充実を図る。

- (1) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大やサービスの充実のための設備を整備し、平成23年度の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けて、放送設備の整備を計画的に行う。
また、非常災害時における報道のための設備の整備を行うとともに、老朽の著しい放送設備の更新等を行う。
- (2) 視聴者からの信頼を高め、ジャーナリズムとしての役割を全うし、公共放送の使命を果たすために、経営の改革と公共放送の担い手の育成を柱として、組織風土の改革に取り組む。
- (3) 放送番組については、幅広い世代に向けた多様な番組を編成するとともに、信頼され質の高い放送番組を通して社会や文化の発展に寄与する。また、報道の強化を図り、正確な情報を迅速かつ的確に伝え、視聴者の期待にこたえる。
地上デジタルテレビジョン放送については、ハイビジョン放送を積極的に行うことを中心に、デジタル放送の特性を生かした多様なサービスを実施し、その普及促進を図る。
さらに、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図るほか、地域を見つめ、地域とともに考える番組を強化する等、地域放送の充実を図る。
このほか、第22回参議院議員通常選挙及び2010 FIFAワールドカップ南アフリカ大会の放送番組を特別編成する。
- (4) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、邦人向け放送と外国人向け放送として、テレビジョン国際放送の充実・強化とラジオ国際放送の再編を進め、効果的な情報の発信に努める。
- (5) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保に努める。
- (6) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- (7) アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、番組ライオンツップの充実等により、利用者の拡大を目指す。
- (8) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- (9) 協会の主たる財源が受信料であることを深く認識し、経営全般にわたる構造改革の徹底による効率的な業務体制の構築を図り、放送番組の充実やコンテンツの強化等を推進する。また、放送会館の省エネルギー化を推進する等、環境経営に着実に取り組む。
- 2 建設計画
建設計画については、衛星放送施設の整備に34億3,000万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に400億3,000万円、放送会館の整備に38億円、放送番組設備の整備に230億7,000万円、研究施設の整備等に86億7,000万円、総額790億円をもって施行する。

(1) 衛星放送施設整備計画 衛星テレビジョン放送の送出設備など衛星放送設備の整備を行う。 これらに要する経費は、34億3,000万円である。 (2) テレビジョン放送網整備計画 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大に向けた送信設備の整備を行う。 また、テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、364億円である。 (3) ラジオ放送網整備計画 外国電波による混信等の受信状況を改善するため、ラジオ放送局の建設調査を行う。また、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、36億3,000万円である。 (4) 放送会館整備計画 放送会館については、横浜放送会館の建設を完了するとともに、千葉及び甲府の放送会館の整備等を行う。 これらに要する経費は、38億円である。 (5) 放送番組設備整備計画 非常災害時における報道のための設備の整備を行うとともに、ハイビジョン放送のための設備の整備を行う。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、230億7,000万円である。 (6) 研究施設、一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、放送会館の太陽光発電設備など環境経営推進のための設備の整備等を行う。 これらに要する経費は、51億6,000万円である。 (7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、35億1,000万円である。 3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア 番組関係 イ 地上テレビジョン放送 デジタル総合テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組、創造的な文化・教養番組や娯楽番組等の調和ある編成を行う。視聴者のニーズにきめ細かくこたえる情報番組の充実を図るとともに、高品質で、インパクト・競争力のある大型番組や各世代に共感される多彩な番組等を放送す	る。また、生命・財産にかかわる非常災害時及び事件・事故の緊急時には、柔軟で機動的な編成により、迅速かつ的確な情報の提供を行う。 アナログ総合テレビジョンでは、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。 デジタル教育テレビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、子供や若い世代をはじめ幅広い世代に向けた番組、福祉番組及び文化・教養番組等の充実を図るとともに、定時のワルチ編成を行う。また、様々なメディアとの連動により効果的な学習を可能とする講座番組を充実する。 アナログ教育テレビジョンでは、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。 (イ) 衛星テレビジョン放送 衛星ハイビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、次の世代に残すべき一般の文化・芸術を積極的に紹介するとともに、紀行や自然等の分野ごとに大型番組等を編成する。また、新たな映像技術や演出方法、ダイナミックな編成に挑戦し、新しいテレビ文化創造の先導的な役割を果たす。 デジタル衛星第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、ニュース・情報番組を一層充実するほか、視聴者の関心の高いスポーツ番組やドキュメンタリー番組を編成する。アナログ衛星第1テレビジョンでも同じ内容の番組を同時に放送する。 デジタル衛星第2テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、幅広い視聴者層に親しまれる番組を編成する。既存の番組の見直しと統廃合を進めるとともに、多彩なエンターテインメント番組の強化やアークアス番組の充実を図る。アナログ衛星第2テレビジョンでも同じ内容の番組を同時に放送する。 (ウ) ラジオ放送 ラジオ第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、緊急時の迅速かつ的確な報道に努め、聴取者の信頼にこたえる柔軟な編成を行うとともに、ニュース・生活情報を中心に聴取者との双方向化を進め、多様な情報をきめ細かく提供する。 ラジオ第2放送は、1日19時間を基本とした放送時間とし、語学講座番組の充実を図って聴取者の学習意欲にこたえらるとともに、様々なメディアを駆使した魅力的な学習サービスを行う。また、外国語によるニュース等、在日外国人向けの番組を拡充する。 FM放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、優れた音質を生かした多彩な音楽番組を中心に編成する。また、災害など緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行う等、地域向けのメディアとしてきめ細かな情報を提供する。 (ロ) 地域放送 地域放送は、各地域の特性や要望に応じ、平日夕方のニュース・情報番組や夜間の視聴好適時間帯等の番組の充実を図る。地域とともに考える番組を強化し、地域か
--	--

らの全国発信を積極的に推進する。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とする。	(イ) 補完放送等 補完放送については、地上及び衛星のデジタルテレビジョン放送各波でデータ放送を実施する。実施にあたっては、全国向けのほか、地域向けの放送の充実を図る。聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、テレビジョン放送の一部の番組で行い、放送時間の拡充を図る。また、視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。このほか、テレビジョン文字放送において、ニュース等の各種情報を提供する。携帯端末向けサービス(ワンセグ)は、デジタル総合テレビジョン及びデジタル教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本としつつ、デジタル教育テレビジョンでは一部で独自番組の放送を実施し、携帯端末にふさわしい番組を放送する。携帯端末向けのデータ放送サービスでは地域ごとのニュース・気象情報や番組関連情報等を提供する。	地上デジタル音声放送(デジタルラジオ)については、東京、大阪における実用化試験放送に、デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。 インターネットによるサービスについては、放送した番組等の提供を行うほか、放送番組の周知や災害関連情報等を提供する。 放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。	放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。 これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,078億2,040万9千円、番組の編成企画等に186億3,013万4千円で、総額2,264億5,054万3千円である。	イ 技術関係 放送施設については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、地上デジタルテレビジョン放送の拡充等に伴う設備の増加に対処し、効率的な維持運用を図る。 これら技術関係に要する経費は、総額583億5,091万4千円である。 以上により、国内放送費総額は、2,848億145万7千円となり、前年度2,858億6,414万4千円に対して、10億6,268万7千円の減額となる。	(2) 国際放送 諸外国へ日本とアジアの実情を伝え、経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献するとともに、海外の日本人が必要とするニュース・情報を迅速かつ的確に伝えるため、外国人向けと邦人向けのテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。	外国人向けテレビジョン国際放送については、1日23時間程度を基本とした放送時間とし、日本、アジアをはじめとする世界の情報を伝えるニュースを24時間毎正時に放送するほか、幅広いジャンルから多彩なコンテンツを取り揃え、全世界に向けて発信を強化するとともに、ハイビジョン放送を実施する。さらに、海外における受信環境の整備を行い、簡易な設備で放送の受信が可能となる地域を拡大する。 邦人向けテレビジョン国際放送については、1日5時間程度、国内の主要なニュースや情報番組を中心に国内と同時放送を行い、一部娯楽番組も交えて、日本の最新情報を提供する。また、大規模自然災害や重大事件が発生した場合は、迅速かつ的確な情報の提供に万全を期す。なお、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度の放送時間で実施する。 ラジオ国際放送については、外国人向け放送と邦人向け放送合わせて、1日延べ55時間20分の放送時間とし、日本・世界の最新の動向及び海外での安全に役立つ情報を的確に伝えるニュース・情報番組の充実や国際理解を促進する番組の充実を図る。 これらに要する経費は、総額139億9,977万5千円となり、前年度129億5,453万1千円に対して、10億4,524万4千円の増額となる。	(3) 契約収納 受信料の公平負担の徹底を目指し、受信料未払者や未契約者への契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率の向上と受信料収入の確保に努める。あわせて、効果的かつ効率的な業務運営を行う。 これらに要する経費は、総額583億8,358万8千円となり、契約収納活動の強化により、前年度579億115万7千円に対して、4億8,243万1千円の増額となる。	(4) 受信対策 放送がままなく全国において受信できるよう、受信相談など視聴者への受信サービス活動を展開するとともに、デジタルテレビジョン放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。 国や一般放送事業者と協力し、難視聴対策など受信環境の整備を進めるための経費を含め、これらに要する経費は、総額270億9,382万6千円となり、前年度131億8,326万2千円に対して、139億1,056万4千円の増額となる。	(5) 広報 公共放送への理解促進と視聴者層の拡大に向けて、多様で効果的な広報活動を展開する。また、視聴者との交流・直接対話を強化し、意見や要望又は苦情を迅速かつ的確に把握することで、放送及び業務運営へ反映させる回路の充実に努める。 さらに、デジタルテレビジョン放送の普及促進に向けて、周知広報活動を実施するほか、情報公開に積極的に取り組む。 これらに要する経費は、総額46億184万2千円となり、前年度38億3,807万1千円に対して、7億6,377万1千円の増額となる。
---	---	--	--	---	---	---	---	--	---

(6) 調査研究
放送技術の研究については、スーパーハイビジョン(超高精細映像システム)等未来の映像文化の発展のための研究開発や放送と通信の連携サービス等デジタルテレビジョン放送の発展のための研究開発等を行う。

放送番組の研究については、若年層など視聴者層拡大のための多角的分析をはじめ、放送番組の向上に寄与する調査研究を行うとともに、国民生活時間調査並びに全国接触者率調査及び放送評価調査を実施する等、視聴者意向の的確な把握を行う。

これらに要する経費は、総額85億4,439万円となり、前年度96億3,863万2千円に対して、10億9,424万2千円の減額となる。

(7) 給与
給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,258億8,428万1千円となり、前年度1,279億9,979万6千円に対して、21億1,551万5千円の減額となる。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職手当の増等により、総額564億9,738万1千円となり、前年度554億4,902万1千円に対して、10億4,836万円の増額となる。

(9) 共通管理

共通管理については、業務の見直し等により、総額126億5,440万9千円となり、前年度126億7,884万7千円に対して、2,443万8千円の減額となる。

(10) 番組アーカイブ業務

アーカイブ番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、番組ライブラリーの充実等により、利用者の拡大を目指す。

これに係る収入は12億1,493万7千円、支出は30億5,028万7千円である。

(11) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は15億1,600万円、支出は12億7,800万円である。

(12) 信頼される公共放送のための組織風土及び業務運営の改革

視聴者からの信頼を高め、ジャーナリズムとしての役割を全うし、公共放送の使命を果たすため、組織横断的な人事異動の拡大による高い専門性と広い視野を兼ね備えた公共放送の担い手の育成等、組織・人事制度の改革により、活力にあふれた組織を実現するとともに、職員の採用・研修の強化等により、コンプライアンスを徹底し、組織風土の改革に全力で取り組む。

内部統制の整備にあたっては、協会、子会社等の多様な業務を踏まえたリスクマネジメントを確立し、視聴者の負託にこたえることのできる事業運営を実施する。

また、協会の主たる財源が受信料であることを深く認識し、経営全般にわたる構造改革を徹底し、完全デジタル化に対応した質の高い放送番組の充実やコンプライアンスの強化等を推進する。

子会社等については、再編・統合を行い、効果的かつ効率的な業務運営を徹底するとともに、透明性の高い事業運営を推進する。

4 受信契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減
年度初頭契約件数	22,359,000	22,759,000	△ 400,000
年度内新規契約件数	1,760,000	1,647,000	113,000
年度内解約件数	2,060,000	2,047,000	13,000
年度内増加契約件数	△ 300,000	△ 400,000	100,000
年度末契約件数	22,059,000	22,359,000	△ 300,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減
年度初頭免除件数	1,835,000	1,445,000	390,000
年度内新規免除件数	791,000	523,000	268,000
年度内解約件数	149,000	133,000	16,000
年度内増加免除件数	642,000	390,000	252,000
年度末免除件数	2,477,000	1,835,000	642,000

(2) 衛星契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減
年度初頭契約件数	14,505,000	13,856,000	649,000
年度内新規契約件数	1,190,000	1,133,000	57,000

年度内解約件数	540,000	484,000	56,000
年度内増加契約件数	650,000	649,000	1,000
年度末契約件数	15,155,000	14,505,000	650,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減
年度初頭免除件数	187,000	133,000	54,000
年度内新規免除件数	86,000	66,000	20,000
年度内増加解除件数	16,000	12,000	4,000
年度内増加免除件数	70,000	54,000	16,000
年度末免除件数	257,000	187,000	70,000

(3) 特別契約

有料契約見込件数

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減
年度初頭契約件数	10,000	9,000	1,000
年度内新規契約件数	0	1,000	△ 1,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度内増加契約件数	0	1,000	△ 1,000
年度末契約件数	10,000	10,000	0

(参考1)

有料契約見込総数

区 分	地上契約	衛星契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	22,359,000	14,505,000	10,000	36,874,000
年度内増加契約件数	△ 300,000	650,000	0	350,000
年度末契約件数	22,059,000	15,155,000	10,000	37,224,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地上契約	衛星契約	合 計
年度初頭契約件数	200,000	72,000	272,000
年度内増加契約件数	0	5,000	5,000
年度末契約件数	200,000	77,000	277,000

(参考2)

支払方法別受信契約件数

(1) 地上契約

区 分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続払	その他の合 計
年度初頭契約件数	16,311,000	2,761,000	1,436,000	1,851,000
年度内増加契約件数	△ 260,000	△ 250,000	370,000	△ 160,000
年度末契約件数	16,051,000	2,511,000	1,806,000	1,691,000
				22,359,000
				△ 300,000
				22,059,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続払	その他の合 計
年度初頭契約件数	76,000	43,000	7,000	74,000
年度内増加契約件数	1,000	0	2,000	△ 3,000
年度末契約件数	77,000	43,000	9,000	71,000
				200,000
				0
				200,000

(2) 衛星契約

区 分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続払	その他の合 計
年度初頭契約件数	9,981,000	3,251,000	893,000	380,000
年度内増加契約件数	60,000	400,000	230,000	△ 40,000
年度末契約件数	10,041,000	3,651,000	1,123,000	340,000
				15,155,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	継 続 振 込	クレジット継続払	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	46,000	14,000	3,000	9,000	72,000
年度内増加契約件数	1,000	4,000	1,000	1,000	5,000
年度末契約件数	47,000	18,000	4,000	8,000	77,000

(3) 特別契約

区 分	口 座 振 替	継 続 振 込	合 計
年度初頭契約件数	4,000	6,000	10,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	4,000	6,000	10,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事業運営関係係	10,403人
建 係	179
合 計	10,582

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内40人の純減を見込んである。

平成 22 年 度 資 金 計 画

1 資金計画の概要

平成22年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,146億636万9千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額7,175億5,453万5千円をもって施行する。

2 入金 の 部

受信料については、受信料収入予算6,550億8,136万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,487億8,136万円を予定する。
このほか、固定資産売却代金29億8,000万円、放送債券償還積立資産の戻入れ94億円、国際放送関係など交付金収入35億3,873万8千円、有価証券の償還234億円、受取利息その他の入金265億627万1千円を見込む。

以上により入金額は、総額7,146億636万9千円である。

3 出 金 の 部

事業経費5,762億3,615万3千円、建設経費790億円、放送債券の償還100億円、放送債券償還積立資産への繰入れ110億円、有価証券の購入300億円、支払利息その他の出金213億1,838万2千円を合わせ出金額は、総額7,175億5,453万5千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	117,130,297	155,268,184	120,437,290	147,687,538	—
2 入 金	219,035,855	133,686,109	223,370,267	138,514,138	714,606,369
受 信 料	208,064,721	119,234,551	199,541,556	121,940,532	648,781,360
固定資産売却代金	37,182	124,981	2,651,121	166,716	2,980,000
放送債券償還積立資産戻入れ	—	—	9,400,000	—	9,400,000
交付金収入	2,614	1,819,518	5,225	1,711,381	3,538,738
有価証券償還	3,500,000	8,100,000	6,500,000	5,300,000	23,400,000
受取利息その他の入金	7,431,338	4,407,059	5,272,365	9,395,509	26,506,271
3 出 金	180,897,968	168,517,003	196,120,019	172,019,545	717,554,535
事業経費	153,947,323	135,268,480	150,953,346	136,067,004	576,236,153
建設経費	16,585,491	17,322,629	20,322,801	24,769,079	79,000,000
放送債券償還	—	—	10,000,000	—	10,000,000
放送債券償還積立資産繰入れ	—	—	—	1,000,000	1,000,000
有価証券購入	6,000,000	10,000,000	9,500,000	4,500,000	30,000,000
支払利息その他の出金	4,365,154	5,925,894	5,343,872	5,683,462	21,318,382
4 期末資金有高	155,268,184	120,437,290	147,687,538	114,182,131	—

日本放送協会平成22年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
放送法(昭和25年法律第32号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成22年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成22年2月

総 務 大 臣

日本放送協会平成22年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見 平成23年7月に迫ったデジタル放送への完全移行や、放送・通信の融合の一層の進展等、放送をめぐる環境が大きく変化する中で、日本放送協会(以下「協会」という。)は、抜本的な経営改革を着実に推進し、国民から信頼される公共放送として、その社会的使命を確実に果たしていくことが求められている。 協会の平成22年度の収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)は、国民の協会に対する意見・要望等を踏まえて着実に遂行すべきものと認められるが、その実施に当たっては、国民の目線に立つことを基本とし、経営改革においても十分な情報公開と国民の意見の反映に努めることで、国民の知る権利に応え、健全な民主主義の発達のための言論の自由と国民の権利保障に積極的な役割を果たすことを期待する。 このほか、収支予算等の実施に当たっては、特に下記の点について配慮すべきである。	して、公共放送としての役割を十二分に果たすこと。 ○ 地上・BSアナログ放送終了に関する情報の一元的・効率的な提供、きめ細かな周知・広報、受信者からの相談対応及び共同受信施設をデジタル化する働きかけなど、国民がデジタル化に速やかに対応できるように取り組むこと。 ○ 地上デジタル放送日本方式の国際展開については、その研究に先導的役割を果たしてきた経験を活かし、各国の採用に向けた働きかけ、採用国に対する技術指導などに一層積極的に取り組むこと。また、イノベーションの創出につながるとともに世界にも貢献する新たな放送技術の研究開発に、一層取り組むこと。 ○ 国際放送については、我が国の文化・産業等に係る情報発信を通じ、我が国が正しく理解され、国際理解・国際交流が進むよう、番組内容の充実と視聴者の拡充に努めること。
記 1 国民目線の放送の充実等 ○ 放送番組の編集に当たっては、公共放送に対する多様な国民の要望にできるだけ応えるとともに、我が国の文化の向上に寄与するよう最大の努力を払うこと。 ○ 報道番組については、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公平な報道を求める国民の負託に的確に応えるとともに、災害その他の緊急事態発生時における報道体制を充実・強化すること。 ○ 放送番組の制作に当たっては、外部制作事業者の能力を積極的に活用して、多様な番組が放送されるようにすること。 ○ 地域力を高め、成長を図る地方の自立に向けた取組を、公共放送の立場から支援すること。 ○ 字幕放送や解説放送といった視聴者チャレンジ(※)向け放送の拡充に計画的に取り組み、その放送を通じて国民一人一人の情報アクセシブリティの権利が保障されるよう努めること。(※)生まれながらにして又は生まれた後に様々な課題に挑戦する人。 ○ 協会の保有する放送番組等については、時代を超えた国民の貴重な財産として、コンテンツの積極的な流通を促す二次利用を進め、特に学校でのICTを利用した教育を公共放送の立場から引き続き支援すること。 ○ NHKオンデマンドサービスについては、利用者の増大等を通じた事業収支の改善に努めること。 ○ 国民の安心・安全のため、放送システムの人体への影響や災害時の放送の確保に関する研究を積極的に進めること。 2 放送のデジタル化と国際展開 ○ デジタル放送への完全移行に向けた対応に万全を期するため、地上テレビジョン放送の中継局整備等の前倒しや、デジタル化により電波が届かなくなる地域への対策等の受信環境の整備に関	3 経営の改革 ○ 受信料を財源とする公共放送として、質の高い放送・サービスを効率的・効果的な体制で実施するため、業務全般を国民の目線に立つて常に見直し、業務の合理化・効率化に努めること。 ○ 公共放送としての役割や社会的使命を果たすための経営改革に組織を挙げて全力で取り組み、その改革の成果を国民に適切に還元すること。 ○ 公共放送に携わる者としての職員の高い倫理意識の確立や、コンプライアンス(法令等遵守)を確保するための体制の整備に、子会社等も含めて一層努めること。 ○ 協会の子会社等については、協会との間の契約の競争化により取引の透明化や経費の削減を進めるとともに、整理・統合計画の具体化を図ること。 ○ 国民に対する説明責任を全うする観点から、協会や子会社等の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めること。 ○ 自ら排出するCO₂や事業系廃棄物の削減など、環境経営の推進に積極的に取り組むこと。 4 受信料の公平負担の徹底等 ○ 受信料については、未収対策業務の強化等の各種施策を強力に推進し、受信料の公平負担の徹底に全力で取り組むこと。 ○ 契約収納業務の一層の効率化により契約収納関係経費の削減に努めること。 ○ 視聴者行動の変化や技術革新の動向等を踏まえて、公平・公正で透明性の高い受信料体系の在り方についての検討に当たっては、広く国民の意見を聞きながら進めること。 理 由 日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会平成22年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により総務大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の平成二十二年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるもので、その主な内容は次のとおりである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成二十二年度収支予算等について、「国民の協会に対する意見・要望等を踏まえて着実に遂行すべきもの」と認める一方、「その実施に当たっては、国民の目線に立つことを基本とし、経営改革においても十分な情報公開と国民の意見の反映に努めることで、国民の知る権利に応え、健全な民主主義の発達のための言論の自由と国民の権利保障に積極的な役割を果たすことを期待する」等とされている。

二 本件の要旨

1 収支予算

(一) 一般協定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ八十七億円増加の六千七百八十六億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ百十九億円増加の六千八百四十七億円、事業収支における不足額六十一億円となっている。

なお、事業収支の不足額六十一億円のほか、債務償還に要する十億円及び建設費の一部四十八億円の計百二十億円については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんする。

(二) 受信料の額は、月額で、地上契約千三百四十五円、衛星契約二千二百九十円等、前年度どおりである。

2 事業計画

(一) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大やサービスの充実のための設備を整備する。

(二) 視聴者からの信頼を高め、ジャーナリズムとしての役割を全うし、公共放送の使命を果たすために、経営の改革と公共放送の担い手の育成を柱として、組織風土の改革に取り組む。

(三) 放送番組については、幅広い世代に向けた多様な番組を編成するとともに、信頼され質の高い放送番組を通して社会や文化の発展に寄与する。また、報道の強化を図り、正確な情報を迅速かつ的確に伝え、視聴者の期待にこたえる。

(四) 国際放送は、邦人向け放送と外国人向け放送として、テレビジョン国際放送の充実・強化とラジオ国際放送の再編を進め、効果的な情報の発信に努める。

(五) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保に努める。

(六) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行う。

(七) アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接提供するサービスについては、番組ラインナップの充実等により、利用者の拡大を目指す。

(八) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(九) 協会の主たる財源が受信料であることを

深く認識し、経営全般にわたる構造改革の徹底による効率的な業務体制の構築を図り、放送番組の充実やコンプライアンスの強化等を推進する。また、環境経営に著実に取り組む。

3 資金計画

平成二十二年度の資金計画は、受信料等による入金総額七千四百四十六億円、事業経費、建設経費等による出金総額七千七百七十五億円をもって施行する。

三 本件の議決理由

日本放送協会の平成二十二年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十二年三月二十五日

総務委員長 近藤 昭一

衆議院議長 横路 孝弘殿

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、

承認を求めるの件に対する附帯決議

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 平成十六年以降に発覚した協会内部の一連の不祥事が、国民の信頼を著しく損ね、受信料不払等世帯が増加し、受信料制度の根幹をも揺るがしかねない事態を招いたことを、協会は真摯に受け止めなければならない。

協会においては、より一層コンプライアンス施策の徹底を図るとともに、職員一人ひとりが視聴者の視点に立って、高い倫理意識を確立

し、組織をあげて改革に取り組むこと。

二 協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送法の趣旨を踏まえ、放送の不偏不党と表現の自由を確保して、公平、公正な放送の徹底に努めること。また、民主主義社会における自由な報道及び憲法で保障された表現の自由を確保することを、行政権を担う政府においても放送法の趣旨を踏まえ遵守すること。

三 受信契約の未契約及び受信料の不払いの割合が依然として全体の約三割に達している現状にかんがみ、協会においては、引き続き、あらゆる策を講じて国民・視聴者の理解を得て、その減少に努め、受信料の公平負担を図るとともに、受信料収入の国民・視聴者への還元のための方策について真摯に検討すること。

また、受信料収入に対する契約収納関係経費の比率が高水準にあることから、受信料制度への視聴者理解に不可欠な地域スタッフの業務に配慮しつつも、契約収納業務の効率化をさらに進め、経費削減に努めること。

四 協会は、地上放送の完全デジタル化に向け先導的な役割を果たすとともに、政府は、放送が災害時等における貴重な情報源であることを踏まえ、共聴施設の改修や経済的弱者等の世帯における受信設備のデジタル化の支援等あらゆる対策を講じ、地上放送の完全デジタル化の円滑な実現に万全を期すこと。

五 協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・産業等に係る情報発信を通じて、正確な理解及び日本の対外イメージの向上等に資するよう、番組内容の充実等に努めること。

また、多額の受信料が投じられていることにかんがみ、より効率的・効果的な放送が実施さ

れるよう、業務体制及び放送内容の不断の見直しを行うこと。

六 協会は、公共放送の質の向上に資するよう、業務全般について徹底的な見直しを行うとともに、子会社等の統廃合を含めた一層の合理化を進めることにより、グループ全体の業務の効率化・スリム化を図ること。

また、協会と子会社の取引は、依然として随意契約比率が高いことから、競争契約比率を高めるなど取引の透明化・明確化を図るとともに、積極的な情報の開示に努めること。

七 協会は、地域の活性化に資するよう、地域からの情報発信強化等、地域放送の充実に努めること。また、災害時等において、国民が必要とする地域生活に密着した正確な情報や最新ニュースを時宜に応じて提供する必要があることから、緊急報道体制のさらなる充実・強化に努めること。

さらに、高齢者、障害者に関わるデジタル・デバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送等のさらなる拡充を図ること。

八 協会は、番組アークイブについて、利用者のニーズを踏まえて、提供するコンテンツの充実やサービスの利便性の向上に取り組むなど、サービスの見直しを適宜行うとともに、早期に収支の改善が図られるよう努めること。

介護保険法施行法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十二年一月二十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

介護保険法施行法の一部を改正する法律案
介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「施行日から起算して十年間に限り」を「当分の間」に改め、同条第五項中「平成十七年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り」を「当分の間」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者に対して講じられている施設介護サービス費等に係る経過措置について当該経過措置の期間を当分の間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

介護保険法施行法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した者に対して講じられている利用料、居住費及び食費の負担軽減に係る経過措置について、その経過措置の期間を当分の間延長するものである。なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本経過措置の対象者の施設利用の継続が困難となることのないよう本経過措置の期間を当分の間延長することは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成二十二年度において国庫負担額で約十億円と見込まれている。右報告する。

平成二十二年三月二十六日

厚生労働委員長 藤村 修

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

介護保険法施行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 いわゆる認知症高齢者グループホーム等における悲惨な火災事故が後を絶たないことを深刻に受け止め、小規模な事業所に対するスプリンクラー設置費用の助成等を含め、防災体制の強化・拡充を図ること。

二 四十二万人にも上る特別養護老人ホームの入所待機者を解消するため、現在実施している交付金事業等に加え、更なる施設整備に対する助成、既存施設の転用などあらゆる政策手段を駆使した措置を検討すること。

三 介護職員処遇改善交付金事業が実施されているところではあるが、同事業は三年間の期限措置であり、また、介護従事者の処遇が十分改善したとは言えない状況にあることを踏まえ、更なる処遇改善のための方策を講ずること。

四 介護保険制度施行後十年の実績を踏まえ、安定的で持続可能な制度とするための見直しを進めるとともに、介護サービスの質的、量的な拡充を図ること。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成二十二年三月二十六日

提出者

議院運営委員長 松本 剛明

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下支部図書館」を「以下「支部図書館」に改め、同条の表国立国会図書館支部金融庁図書館の項の次に次のように加える。

消費者庁

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

消費者庁に国立国会図書館支部図書館を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

（本体） 本号一部
一一五円
一〇円